

積丹町観光サポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、積丹町の観光振興を図ることを目的として設置する積丹町観光サポーターの事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 積丹町観光サポーター（以下「サポーター」という。）は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 町の自然環境や文化資源の保護及び活用等の取組みに関する情報発信への協力
- (2) 町の特産品及び観光PR等の取組みに関する情報発信への協力
- (3) その他、町の観光振興に役立つ事業への協力

(活動内容)

第3条 サポーターは活動するにあたって、ブログ等のウェブサイト、フェイスブックやツイッター、ライン等のソーシャルネットワーキングサービス、ラジオやテレビ、新聞・雑誌等を活用するほか、ポスターの掲示やパンフレット・チラシの設置、各種会合での活動等により、積丹町の観光振興及びイメージアップにつながるよう自主的に情報発信を行うものとする。

(登録資格)

第4条 サポーターは、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 町のイメージを損なうことなく、積丹町の応援団として、町の魅力や情報を積極的に情報発信する活動ができる者
- (2) 18歳以上である者。ただし、18歳未満であっても、保護者の同意があれば登録できるものとする。

(登録手続)

第5条 サポーターとして登録を希望する者は、積丹町観光サポーター登録申請書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、登録申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認められるときは、サポーターとして登録するものとする。

3 町長は、前項の規定によりサポーターとして登録したときは、積丹町観光サポーター登録証（別記様式第3号）を交付するものとする。

(登録期間)

第6条 サポーターの登録期間は、登録された日から当該日が属する年度の3月31日までとする。

2 町長は、サポーターから、登録取消しの申出がない場合には、翌年度の4月1日から3月31日まで登録期間を更新することができる。

(登録の変更)

第7条 サポーターは、登録申請書に記入した登録内容に変更が生じた場合には、町長へ変更事項を報告するものとする。

(報酬)

第8条 町は、サポーターに対して報酬を支給しない。

(活動報告)

第9条 サポーターは、毎年度12月1日から12月30日までの期間中、町長に対して、活動報告（別記様式第4号）を提出するものとする。

(顕彰等)

第10条 町は、選考会議により、優れた活動を行ったと認められたサポーターに対し、積丹町の特産品等を贈呈することができる。

2 前項の規定により選考された優れた活動については、広報誌等に掲載し、広く周知することとする。

(選考会議)

第11条 選考会議は、積丹町商工会、積丹観光協会及び商工観光課の職員をもって構成する。

2 選考会議は、次の事項を所掌する。

(1) サポーターの活動報告の中から優れた活動を選考すること

(2) その他、本選考事務に関すること

3 町は、選考会議の構成員に対して報酬を支給しない。

(登録の取消し)

第12条 サポーターが、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、町はその登録を取り消すものとする。

(1) 本人から登録辞退の申出があったとき

(2) サポーターに公序良俗に反する行為、又はサポーターとしてふさわしくない行為があったとき

(3) サポーターと長期にわたり連絡不能となったとき

(4) その他、町長が登録を取り消す必要があると認めたとき

(サポーターの責務)

第13条 サポーターは、その活動に際し、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 安全の確保に十分配慮すること

(2) 公共の利益に反し、又は反する恐れのある行為を行わないこと

(3) 危険の恐れのある行為、又は他人の迷惑となる行為を行わないこと

(4) 営利活動、政治活動及び宗教活動において利用しないこと

2 サポーターは、その活動中の事故に対する補償を町に対して求めることはできないものとする。

3 サポーターは、第1項の規定に反して、営利活動、政治活動及び宗教活動等を行い、又はサポーターが第2条及び第3条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により、第三者及び町に損害を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、町は一切の責任を負わないものとする。

(登録情報の保護)

第14条 職員は、サポーターに関する登録情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

附 則

この訓令は、平成27年7月8日から施行する。

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。